

# 北 広 島 テ ニ ス 協 会 会 則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は北広島テニス協会と称し事務所を北広島市に置く。

第 2 条 本会は、テニスを楽しむと共に健康の増進を図り、会員相互の親睦とテニスの普及発展に資することを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

1. 必要に応じ北海道テニス協会に加盟する。
2. NPO法人北広島市体育協会に加盟する。
3. 主催大会及び親睦行事を開催する。
4. テニスを通じ、北広島市のスポーツ振興に寄与する。
5. その他本会の目的遂行に必要な事業及び指導を行う。

## 第 2 章 会 員

第 4 条 本会の会員は、一般会員と学生会員で構成し、それぞれ当協会内の団体に所属することができる。

第 5 条 団体会員とは職域、地域または同好会等が組織するおおむね 8 名以上の一般成人および学生による団体とする。

第 6 条 一般会員とは団体会員以外の一般成人とする。

第 7 条 学生とは学校に籍を置くものとする

第 8 条 本会に入会する時は、所定の書式により入会金を添えて申し込む。また退会する時は届け出るものとする。

第 9 条 会員は、会費として毎年総会の定めた額を納入するものとする。

第 10 条 理由なく会費を納めない者および本会に著しい障害を与えたことが総会で認められた者は会員の資格を喪失する。

## 第 3 章 役 員

第 1 1 条 本会に次の役員を置く。

1. 会長（理事） 1 名、副会長（理事）若干名、理事 若干名、監事 2 名
2. 本会に顧問を置くことができる。

第 1 2 条 役員は総会において選出するものとする。

第 1 3 条 役員は下記の任務を行うものとする。

1. 会長は本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時にはこれを代理する。
3. 理事は理事会を組織して総会の決議を執行する。

4. 理事のうちから互選により理事長1名を決める。理事長は理事会を代表する。
5. 監事は、事業及び会計を監査し、必要がある場合には理事会に出席することができる。

第14条 役員の任期は1年とし、任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行うものとする。但し再選は妨げない。

#### 第4章 総 会

第15条 定期総会は毎年4月に開催し、前年度の事業報告及び収支決算報告並びに本年度の事業計画、予算、その他の必要な事項を審議決定する。

第16条 臨時総会は会長が必要と認めたとき及び理事会、または会員の3分の1の要請があった場合これを招集しなければならない。

第17条 総会の議長は出席者のうちから選出し、議決は出席者の過半数を以ってする。

#### 第5章 会 計

第18条 本会の経費は会費、入会金、寄付金、補助金、コート管理委託料、雑収入、及びその他の収入を以って充当する。

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(付則)

第1条 本会則は総会の議決がなければ改正できない。

第2条 本会の運営に関して必要な細則は理事会において定める。

第3条 本会則は昭和54年4月20日から施行する。

昭和56年4月19日 一部改正

平成元年4月15日 一部改正

平成8年9月1日 一部改正

平成24年4月8日 一部改正